

## 社会生活基本調査規則の一部を改正する省令の概要について

### 1 改正の背景

社会生活基本調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）の定めるところにより、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として実施している。

本調査を令和8年に実施するに当たり、社会情勢及び調査環境の変化等を踏まえ、調査方法等の変更を行うものである。

### 2 改正の概要

調査方法の変更等を行うため、当該規定の一部を次のとおり改正する。

#### (1) 調査方法の変更及び明確化（第8条、第10条、第12条）

- ・オンライン調査に関する規定を新設する。
- ・調査票の郵送提出に関する規定を新設する。
- ・新型コロナウイルス感染症を始めとする災害等により、調査員による調査が困難な場合に郵便等による調査票の送付及び提出が実施できるとしていた規定について、削除する。

#### (2) その他（第6条、第10条、第11条、第14条、第15条）

- ・調査期間の変更
- ・調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更
- ・その他所要の改正を行う。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。